



海外引越に関する同意書及び委任状

引越業務について

私は、運送業者米国ヤマト運輸株式会社を以って引越業務代理人と定め、荷物の輸送及びそれに付随する手続きに関する一切の権限を委任いたします。

また、手交した全ての書類には適切かつ正確な情報が記載されていることを確認いたしました。

輸入通関手続きについて

私は、通関業者ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社を以って代理人と定め、輸入通関手続きに関する一切の権限を委任いたします。

別送品申告について

私は、米国ヤマト運輸株式会社より日本での「別送品申告手続き」の説明を受けました。

もし、私が別送品申告手続きを怠った場合は、荷物にかかる税金及びその他諸費用の支払いに同意いたします。

海外引越荷物規制について

1. 私は、米国ヤマト運輸株式会社より日本での「輸入禁止品目」及び「輸入規制品目」について説明を受けました。私の荷物には、輸入禁止品目が混入していないこと、もしくは適切な処理しないしは数量の範囲内であることを確認いたしました。
2. 私は、「輸入禁止品目」および「輸入規制品目」が私の荷物に混入していた場合、日本での法律等に基づいて必要な手続きを行うこと、または処理・滅却等にかかる費用の支払いに同意いたします。

外航貨物海上保険について（ヤマトにて保険付保する場合）

私は、米国ヤマト運輸株式会社より日本での「引越荷物の外航貨物海上保険」について説明を受け、その内容に同意いたします。

- 参照先：引越当日までに手交した「引越荷物の外航貨物海上保険（被保険者用）」
- | | | |
|------------|-------|-----------------------|
| 契約概要のご説明 | ページ 1 | 「3. 保険期間」 |
| | | 「4. 保険価額・保険金額」 |
| 注意喚起情報のご説明 | ページ 2 | 「4. 対象とならない貨物」 |
| | | 「6. 保険金をお支払いできない主な場合」 |

日付： 年 月 日

氏名： _____

署名： _____

※ □にチェックマークを入れた上でご署名下さい

※ 裏面の詳細もご確認下さい

輸入が禁止されている品物

1. 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤及びあへん吸煙具。
2. けん銃、小銃、機関銃、砲、これらの銃砲弾及びけん銃部品。
3. 爆発物、火薬類、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質（化学兵器に転用可能な物質）。
4. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一種病原体及び二種病原体（生物テロに使用される恐れのある病原体）。
5. 貨幣、紙幣、若しくは銀行券または有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払い又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録をその構成部分とするカード（偽造クレジットカード、キャッシュカード、原料となるカードも含む）。
6. 関税法 69 条の 11(ポルノ、児童ポルノ、わいせつ物、違法コピーや海賊版等)に抵触するビデオテープ、DVD、CD-ROM、書籍、図面、彫刻物、またはこれに順ずる物品。
7. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、又は育成権を侵害する物品。
8. 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる行為を組成する物品（広く知られた正当な商品と混同させるもの、形態模倣品、匿名表示冒用品）。
9. 家畜伝染病等の法律および植物防疫法で定める特定の動物及び動物を原料とする製品ならびに植物およびその包装物など。

輸入が規制されている品物

1. ワシントン条約（絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）に基づき動植物の多くのものが輸出入の規制の対象となっており、条約で定めた機関の発行する書類等（種類により異なり、輸出許可書、経済産業省の発行した輸入承認証など）が無いと輸入できません。生きている動植物だけでなく、毛皮・ハンドバッグ・漢方薬などの加工品・製品についても規制の対象となります。
2. 植物（果物・切花・ドライフラワー・野菜・米など）、動物（生肉、乾燥肉、ハム、ソーセージなど）は通関前に検疫所で検疫手続きが必要となります。
3. 猟銃、空気銃、刀剣（刃渡 5.5 cm以上）などについては、公安委員会の所持許可を受けるなど所定の手続きができなければ、輸入できません。
4. 医薬品、化粧品などについては輸入者本人及び帯同の家族が自ら使用するものに限り、輸入数量の制限があります。（重要な健康被害の起こる恐れのあるものは、輸入が制限されています。）
 - 日本の医薬品・医薬部外品・・・2 か月分以内（要指示薬は1ヶ月）
 - 日本以外の医薬品・医薬部外品・・・1 か月分以内（種類、数量、何日分かの詳細が必要）
 - 外用薬（要指示薬除く）、化粧品（石鹸含む）・・・24 個以内
 - 家庭用医療用具・・・1 セット